

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 2 月 28 日まで

A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給していないので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、B社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年3か月後の昭和43年5月21日に支給されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、「脱退手当金裁定請求書は私の筆跡ではなく、印影についても自分のものではない。特に、名前の漢字のうち1字が略字で記入してあるが、私は名前にこの字は用いず、家族にもこの字を用いる者はいない。また、住所地の番地及び勤務期間についても誤りがあり、自分が書いたものではない。」と主張しているところ、その主張どおり、他の書類には略字は使われていないことや、この請求書に記載された住所の番地が誤っていることなどが確認できることから、申立人又はその委任を受けた代理人がこの脱退手当金の請求を行ったものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月17日から35年4月26日まで
② 昭和35年9月10日から37年4月25日まで

脱退手当金の確認はがきを受け取って、脱退手当金を受給したこととなっていることを初めて知った。A社を退職後すぐにB市へ転居しており、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも記憶にないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より以前に勤務した事業所（C社及びD社）に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、このうち、C社については断続的に計83か月と長期にわたり勤務し、また、申立人が初めて厚生年金保険の被保険者となった事業所であることから、これを申立人が失念するとは考え難い。

また、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている申立期間①及び②について脱退手当金を支給する場合には、請求者から重複取消届を提出させ、記号番号を一つに統合してから脱退手当金の裁定を行う事務処理が必要となるが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、重複取消処理が記録されておらず、事務処理上不自然である。

さらに、申立人は「結婚の準備のためにB市に戻ってきたが、すぐ働くつもりであった。」と述べているところ、申立人の厚生年金保険の被保険者記録から、申立人は支給日(昭和37年7月1日)直後の昭和37年7月4日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認でき、脱退手当金の請求時には厚生年金保険に再加入することが考えられる状況であったことがうかがわれ、脱退手当金を請求する意志を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年3月までの期間及び4年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から4年3月まで
② 平成4年6月から同年12月まで

短期大学を卒業した平成元年4月以降の国民年金保険料については、結婚前に居住していた区役所に納付を行っており、このうちの一部が未納となっていた期間の保険料も、その区役所に納付書を発行してもらい、結婚に伴って転居した市役所へ納付したはずであるので、未納とされている①及び②の申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年10月以降に払い出されており、申立人は同月以降に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間①の一部（平成元年4月から同年8月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②のうち、未納となっていた期間の国民年金保険料を納付するため、結婚前に居住していた区役所において納付書を発行してもらい、結婚に伴って転居（平成5年7月）した市役所において保険料を納付したと主張している。しかしながら、転居した時点では申立期間①の一部（平成元年4月から3年5月まで）の保険料は時効により納付することができない上、転居前に居住していた区役所では、通常、過年度保険料に係る納付書は発行していない旨回答していることを踏まえると、転居した時点において、申立人が納付したとする保険料は、過年度保険料となる申立期間①及び②に係る保険料とは考え難く、納付記録の確認できる平成5年5月及び同年6月の保険料（現年度保険料）であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付した期間、納付金額及び納付場所）についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月まで
昭和 51 年 8 月に退職した直後に国民年金の加入手続を行い、それ以降、父親が国民年金保険料を納付してくれていた。
未納とされている申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 2 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、その時点では申立期間の一部（昭和 51 年 8 月から同年 12 月まで）の国民年金保険料は、時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその父親は既に死亡しており、申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 56 年 7 月まで

昭和 54 年の夏頃に、知人から国民年金制度について教わったのを契機に、夫（昭和 59 年に死亡）に加入手続を行ってもらい、国民年金保険料を納付してもらっていたにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 9 月に、同年 8 月 14 日を資格取得日として払い出されていることが確認でき、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この加入時点では、申立期間において国民年金の任意加入の対象者であった申立人は、制度上、申立期間に遡って国民年金に加入することはできない。このことは、申立人が所持する国民年金手帳に初めて被保険者となった日が「昭和 56 年 8 月 14 日」、被保険者の種別が「任」と記載されていることから確認できる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその夫は既に死亡しており、申立期間に係る加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 11 月 1 日から同年 12 月 22 日まで

県教育委員会から、A中学校の講師として、平成 19 年 11 月 1 日付けで同年 12 月 21 日までの勤務を命じられた辞令と、同年 12 月 22 日付けで 20 年 3 月 30 日までの勤務を命じられた辞令を所持している。この期間、継続して講師として勤務しており、1 枚目の辞令を交付された 19 年 11 月 1 日時点においても 20 年 3 月 30 日まで継続して勤務させる旨の説明を受けていたと思う。2 枚目の辞令の期間についての厚生年金保険の加入記録はあるが、1 枚目の辞令に係る申立期間の加入記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法第 12 条により、臨時に使用される者であって、2 か月以内の期間を定めて使用される者は厚生年金保険の被保険者としないと規定されているところ、申立人はその所持する辞令から、A中学校の講師として2 か月以内の期間（申立期間）を定めて雇用されていることが確認できる。

また、県教育委員会は、上記の規定に基づき、申立人については、雇用が延長されることとなった平成 19 年 12 月 22 日に初めて厚生年金保険に加入させた旨回答している上、同委員会が保管する申立期間に係る給与支給記録簿から、申立人は申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 3 月 29 日から同年 5 月 10 日まで
② 昭和 18 年 5 月 10 日から同年 9 月 16 日まで
③ 昭和 18 年 9 月 22 日から同年 10 月 25 日まで
④ 昭和 19 年 1 月 26 日から同年 8 月 15 日まで
⑤ 昭和 19 年 10 月 28 日から同年 11 月 16 日まで
⑥ 昭和 19 年 12 月 13 日から 20 年 7 月 1 日まで
⑦ 昭和 20 年 7 月 1 日から 23 年 3 月 3 日まで

厚生年金加入記録のお知らせ(受給者)によって、昭和 18 年 3 月 29 日から同年 10 月 25 日までの A 事業所及び 19 年 1 月 26 日から 23 年 3 月 3 日までの B 事業所に係る船員保険の脱退手当金が支払われていることを初めて知った。脱退手当金を受け取った覚えはないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の船員保険被保険者台帳には脱退手当金の支給記録とその算出過程が記載されている上、昭和 24 年度の厚生保険特別会計船員勘定の歳出帳簿によると、申立人に係る脱退手当金が C 銀行 D 支店に送金されたことが確認できる。

また、B 事業所の後継事業所が保管する申立人の人事記録に「昭和 23 年 8 月 1 日脱手請求済」の記載がある。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和 24 年 4 月 18 日当時は、厚生年金保険と船員保険との被保険者期間が通算されるようになる前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないが、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 1 日から平成 16 年 12 月 1 日まで
昭和 47 年にA社（現在は、B社）に入社し、その後 54 年 3 月 1 日から退職まで隣の住宅から同社C支店に通勤していたが、申立期間については給与とは別にA社から支給されていた家賃が報酬月額に含まれていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立てに係る事業所から給与とは別に支給されていた家賃が標準報酬月額に含まれていない旨主張している。

しかしながら、申立てに係る事業所は、申立人の居住していた賃貸住宅について、申立人の名義で賃貸契約が結ばれていたが、借上社宅として取り扱い、家賃相当額を別途支給していた旨回答している。

また、同事業所が保管する賃金台帳（平成 16 年）から、社宅に係る従業員負担分が申立人の給与から控除されていることが確認でき、申立人も従業員負担分の給与からの控除は従前から行われていたと述べていることから、申立人が申立期間において居住していた住宅は、社宅であると認められる。

これらを踏まえると、申立人の標準報酬月額の算出に当たっては、適用事業所の所在する都道府県ごとに定められている現物給与の価額から従業員負担額を減じた額（平成 16 年は 5,000 円）を総支給額に加算すべきものと考えられるが、申立てに係る事業所は、報酬月額の届出に当たって現物給与を含めていない旨回答している。

2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 3 申立期間の標準報酬月額のうち、昭和 54 年 3 月から平成 15 年 12 月までについては、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、申立てに係る事業所も賃金台帳等の資料を保管していないため、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、平成 12 年 1 月から 15 年 12 月までについては、課税証明書から確認できる社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致する。

さらに、平成 16 年 1 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月及び同年 11 月については、申立てに係る事業所が保管する賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

加えて、平成 16 年 9 月については、申立てに係る事業所が保管する賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を上回るが、総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

なお、平成 16 年 1 月から同年 11 月までについては、申立てに係る事業所が保管する賃金台帳から確認できる総支給額に上記 1 の現物給与額を加算した場合の額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回ることが認められる。

このほか、申立てに係る事業所は、昭和 63 年 4 月 1 日から D 厚生年金基金に加入しているが、申立人に係る同基金の記録から確認できる標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

また、ほかに申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。